



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第74号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	2
島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	（ ” ” ）	3

公布された条例等のあらまし**◇人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則（規則第46号）**

1 規則の概要

(1) 出納機関に対する支出負担行為の確認の求め、支出命令、収入の調定の通知については、金額の多寡に係わらず人事委員会事務局企画課長、労働委員会事務局審査調整課長又は監査委員事務局監査第一課長の職にある職員の専決事項とすることとした。（第3条関係）

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

(1) 出納機関に対する支出負担行為の確認の求め、支出命令、収入の調定の通知については、金額の多寡に係わらず総務課総務グループリーダーの専決事項とすることとした。（第3条関係）

(2) その他所要の改正

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規**則**

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第46号

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

人事委員会、労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び労務の提供を受けること」を「又は請負（工事の請負を除く。）に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること（以下「請負等」という。）を決定すること及びこれらに伴う契約に関する事」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「調定」の次に「及び納入の通知」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。
- (2) 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関する事。
- (3) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること。
- (4) 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。
- (5) 出納機関に対し、収入の調定について通知すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則（昭和49年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「及び労務の提供を受けること」を「又は請負（工事の請負を除く。）に付すこと、委託することその他労務の提供を受けること（以下「請負等」という。）を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 1件300万円以上の収入の調定及び納入の通知をすること。

第3条各号を次のように改める。

(1) 予算を令達し、及び配当替えを行うこと。

(2) 1件300万円未満の物品を購入し、又は請負等を決定すること及びこれらに伴う契約に関すること。

(3) 出納機関に対し、支出負担行為の確認を求め、及び支出の命令をすること。

(4) 1件300万円未満の収入の調定及び納入の通知をすること。

(5) 出納機関に対し、収入の調定について通知すること。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。